

〈メールオーダーサービス特約〉

1.特約の適用範囲、変更等

- (1)この特約は、朝銀西信用組合（以下「当組合」といいます。）のメールオーダーサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2)この特約で定める事項は、当組合で定める次の①～④の規定に優先して適用されるものとします。
 - ①普通預金規定・無利息型普通預金規定
 - ②自由金利型定期預金（M型）規定・自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
 - ③キャッシュカード取引規定
 - ④振込規定
- (3)この特約に定めのない事項は第2項①から④の規定により取扱うものとします。
- (4)この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (5)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始から適用になるものとします。

2.取扱店の範囲

- (1)本サービスのご利用は、当組合のインターネットホームページ、またはフリーダイヤルへのお問い合わせからスマイル支店（メールオーダー専用店舗）へのお申し込みに限ります。
- (2)当組合の本支店でお取引をしていただいているお客さまは、本サービスをご利用いただけません。
- (3)メールオーダー定期預金をご利用されている間は、当組合本支店でのお取引は出来ません。

3.メールオーダー専用口座の開設方法

当組合所定の預金口座開設申込書（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、申込書に記載のある当組合所定のご本人確認書類を添えて郵送でお申し込みください。

4.お申し込み資格

本サービスをお申し込みになれるお客さまは、以下に該当する方に限ります。

- (1)税務上の居住地国が日本国のみである満18歳以上の個人のお客さま。
- (2)本サービスのご利用目的が、貯蓄または資産運用であるお客さま。
- (3)本サービスの定期預金をお預け入れいただけるお客さま。

5.お申し込みの制限等

本サービスでは、非対面での預金口座開設を厳格に行う目的から、以下に該当する方のお申し込みはお断りしております。なお、お申込みをお断りしたことによって損害が生じましても当組合は責任を負いません。

- (1)外国PEPsに該当する方
- (2)米国籍または米国永住権をお持ちの方
- (3)個人事業者で事業者の名義でご利用されたい方
- (4)代理人によるお申し込みの方
- (5)その他不正利用のおそれがあると当組合が判断した方

6.反社会的勢力との取引拒絶

以下の(1)の①から⑤および(2)の①から⑤のいずれかに該当する場合には、当組合は本サービスのお申し込みをお断りするものとします。

(1)本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ぐるまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2)自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

7.普通預金の振込金の受入れ

本サービスの普通預金口座には、為替による振込金を受入れます。
なお、本サービスの預金口座には、手形、小切手、配当金領収証その他の証券

の受入れを行いません。

8.本サービス普通預金の作成方法

- (1)普通預金の口座開設は、お客さまお一人につき1口座に限らせていただきます。
- (2)普通預金の口座開設日は申込書が当組合に到達した日以後とします。
- (3)普通預金は、通帳を発行いたしません。
- (4)普通預金の口座番号は当組合から郵送する「普通預金口座番号通知」によりご確認ください。
- (5)普通預金は、インターネットバンキングサービスのご利用はできません。

9.普通預金キャッシュカードの発行

- (1)本サービスの利用開始にあたっては、キャッシュカードを発行します。
- (2)口座開設お申し込み時には、暗証番号を届けていただきます。
- (3)キャッシュカードの発行は、定期預金口座の作成以後となります。

10.普通預金の利用可能範囲

- (1)普通預金の利用可能範囲は以下の範囲に限定させていただきます。
 - ①メールオーダー定期預金の資金のご入金
 - ②組合員加入の出資金のご入金
 - ③定期預金証書およびキャッシュカード再発行手数料のご入金
 - ④上記①②③にかかる振替
 - ⑤定期預金および普通預金の利息入金
 - ⑥当組合出資配当金の振替
 - ⑦定期預金および出資金に関連したカードによるお預け入れや払出し
 - ⑧キャッシュカード利用手数料の返戻
 - ⑨その他、当組合が認める事項
- (2)前項(1)の利用可能範囲に反した取引があった場合は、本サービスの利用停止がなされても異議申立てできないものとします。

11.普通預金の解約方法

- (1)解約希望日の1か月前から1週間前までの間にスマイル支店へお申し出が必要です。当組合ホームページ、またはスマイル支店フリーダイヤルにてお申し出ください。ただし、預金取引及び出資金取引が終了するまで、解約できません。
- (2)解約お申し出後、当組合所定の解約申込書に必要事項を記入し、届出の印影を押印して、本人確認書類とともにスマイル支店に郵送してください。
- (3)解約は、解約申込書に記載された解約希望日（解約希望日が当組合営業日にあたる場合はその翌営業日）に解約手続きを行うものとします。ただし、必要書類が解約希望日の前営業日までスマイル支店に到着しない場合は、到着した翌営業日以後に解約手続きを行います。
- (4)解約した普通預金の解約金は、申込書に記載していただいた、他行振込指定口座に振込みます。
- (5)解約後、計算書をお届けの住所に郵送します。
- (6)郵便の遅延および必要書類の不備、印鑑相違等により解約手続きが遅れ損害が生じましても当組合は責任を負いません。
- (7)お受取口座の記載不備等により、解約金等の振込が成立せず、あらためて振込する場合は、当組合所定の振込手数料をいただきます。この場合、後記21.(1)に準じて取り扱います。
- (8)当組合が第8条4項の普通預金口座番号通知を発送した後、2か月を経過しても普通預金の残高が定期預金のお申込額に満たない場合には、普通預金口座を解約します。

12.お受取口座の届出及び変更等

- (1)お受取口座は、申込書記載のお客様ご本人名義の他行普通預金口座に限ります。お受取口座のお届けが無い場合、本サービスはご利用できません。
- (2)お受取口座を変更する場合は、口座解約の際に各解約依頼書にてご指定ください。変更後のお受取口座もお客様ご本人名義の他行普通預金口座に限ります。
- (3)お受取口座の記載不備等により、解約金等の振込が出来ず改めて振込する場合は、当組合所定の振込手数料をいただきます。この場合、後記21.(1)に準じて取り扱います。

13.自動機が故障時等の取扱い

当組合の現金自動取扱機（現金自動預金機、現金自動支払機を含みます。以下、「自動機」といいます。）または、当組合が自動機の共同利用による現金預入業務、現金支払業務、振込業務を提携する金融機関等の自動機が停電、故障の場合には、取扱いを一時停止することがあります。

14.キャッシュカード・暗証の管理・利用停止等

- (1)暗証の変更是、当組合所定の暗証番号届に変更希望日と必要事項をご記入のうえ、お届け印を捺印しスマイル支店へ、変更希望日の1週間前までに到達するよう、郵送にてお届けください。
- (2)暗証の変更是、(1)によるほか、当組合所定の自動機を使用して変更することができます。その際は、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、(1)による届出は必要ありません。
- (3)当組合所定の回数を超えて届出と異なる暗証を自動機に連続して入力した場合は、カードの利用を停止しますので、スマイル支店にご連絡のうえ、当組合所定の方法により届け出て、カードの再発行手続をしてください。その際、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

- (4) カードの盗難、または紛失した場合はすみやかにスマイル支店にご連絡のうえ、当組合所定の方法により届け出で、カードの再発行手続をしてください。その際、当組合所定の再発行手数料をいただきます。
- (5) 普通預金を解約した場合はカードの利用はできません。カードを裁断その他の方により利用できない状況にした上で、破棄してください。なお、キャッシュカードを利用できない状態にした上で破棄しなかったことにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。

15.本サービスでご利用いただく定期預金について

- (1) 本サービスでご利用いただく定期預金（以下、「定期預金」といいます。）は、郵送での申し込みにより受け付けられ、新規に開設した普通預金に資金を振込入金していただいた後に作成する預金です。
- (2) この定期預金の金利は、口座振替により普通預金から定期預金を作成した日の利率を適用します。
- (3) この定期預金の1回あたりの預入金額は300万円以上、100万円単位とします。
- (4) この定期預金の預入期間は、1年、3年または5年とします。
- (5) この定期預金は、証書を発行いたします。
- (6) この定期預金は、インターネットバンキングサービスをご利用になれません。

16.定期預金の作成方法

- (1) 第8条4項で通知した普通預金口座に、定期預金のお申込金額を振込入金によりお預け入れください。お振込される際の依頼人名はお客様ご本人さま名義に限ります。なお、お振込の手数料はお客様自負となります。お振込後の普通預金残高が定期預金のお申込金額および出資金加入申込金額以上となるよう振り込んでください。
- (2) 当組合は、定期預金資金の入金が行われた日に、普通預金から口座振替の方法で定期預金を作成し、証書を郵送します。ただし、入金となった時刻が15時以降の場合や、入金日が信用組合休業日の場合は、その翌営業日に入金が行われた日として扱います。なお、普通預金の残高が定期預金のお申込金額および出資金加入申込金額に満たない場合は、普通預金の残高が定期預金および出資金のお申込金額以上であることを確認した日以後に定期預金を作成します。
- (3) 当組合が第8条4項の普通預金口座番号通知を発送した日、または申込書記載の申込日のいずれか遅い日から2か月以上経過しても、普通預金の残高が定期預金のお申込金額に満たない場合には、定期預金のお申込みが無かったものといたします。

17.定期預金の自動継続方法

- (1) 定期預金の満期日（自動継続日）前に「満期・中間利払いのお知らせ」を郵送します。
- (2) 定期預金は満期日（自動継続日）に同期間の同額定期預金に自動継続しますので、お預け替えのお手続きは不要です。継続された預金についても以後同様とします。
- (3) 元金継続のみのお取扱いとします。
- (4) 自動継続後の定期預金の金利は、当組合ホームページでご覧になるか、スマイル支店フリーダイヤルへお問い合わせください。
- (5) お客様が定期預金の継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の1週間前までにその旨を申し出てください。この申し出があり、所定の手続きが完了しましたら、満期日以後に支払います。
- (6) 当組合がこの定期預金の継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を通知します。当組合が継続を停止したことにより損害が生じましても当組合は責任を負いません。

18.定期預金の利息

- (1) 定期預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および預入日（または継続日）における当組合所定の利率によって計算し、満期日に普通預金口座に入金することにより支払います。

19.定期預金の解約方法

- (1) 解約希望日の1か月前から1週間前までの間にスマイル支店へお申し出が必要です。当組合ホームページまたはスマイル支店フリーダイヤルにてお申し出ください。
- (2) 前項の解約お申し出後、当組合所定の解約依頼書に解約希望日を記入し、届出の印章により署名捺印のうえ、定期預金証書、本人確認書類とともにスマイル支店に郵送してください。
- (3) 当組合は解約依頼書に記載された解約希望日（解約希望日が当組合休業日にあたる場合はその翌営業日）に解約手続きを行うものとします。ただし、必要書類が解約希望日の前営業日までにスマイル支店に到達しなかった場合は、到達した翌営業日以後に解約手続きを行います。
- (4) 解約した定期預金の解約金は、他行振込指定口座にお振込いたします。ただし、お受取口座の記載不備等により、解約金等の振込が成立せず、あらためて振込する場合は、当組合所定の振込手数料をいただきます。その際の手数料は、普通預金口座から口座振替によりお支払いただくか、または解約金から差し引くものとします。
- (5) 郵便の遅延および必要書類の不備、印鑑相違等により解約手続きが遅れ損害が生じましても、当組合は責任を負いません。

20.届出事項の変更、証書の再発行等

- (1) 本サービスに係る証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちにスマイル支店に連絡のうえ、書

面によって当組合に届け出でください。

- (2) 前項の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
- (3) 証書または印章を失った場合の該当預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。
- (4) 証書を再発行する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。その際の手数料は、普通預金口座から口座振替によりお支払いただきます。

21.口座振替について

- (1) 口座振替による定期預金口座作成および出資金の加入、各種再発行手数料については、預金規定に問わらず、払戻請求書の提出無しに当組合所定の方法により実施します。
- (2) 口座振替による定期預金作成日および出資金加入日は、預金口座開設申込書、出資金加入申込書または定期預金入金票を当組合で受付した日と、メールオーダー専用普通預金口座に必要な資金が入金されたことを当組合が確認した日のうち、どちらか遅い日以後とします。
- (3) 出資配当金がある場合は、メールオーダー専用普通預金口座に入金します。ただし、メールオーダー定期預金がすべて解約されて以後2か月が経過し、普通預金口座の利用が停止された場合は、この振替を実施しません。

以上

〈定款・抜粋〉

(地区)

第4条 この組合の地区は、別表1のとおりとする。

(組合員たる資格)

第6条 朝鮮人（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民に係わる住民票の国籍等欄の記載が「韓国」である者を含む。以下同じ。）及び朝鮮人が代表者となっている法人にして次に掲げる者は、この組合の組合員となることができる。

- (1) この組合の地区内に住所又は居所を有する者
(2) この組合の地区内において事業を行う小規模の事業者
(3) この組合の地区内において勤労に従事する者
(4) この組合の地区内において事業を行う事業者の役員及びこの組合の役員

3 第1項の規定に問わらず、この組合の趣旨及び目的に賛同する日本人及び当該日本人が代表者となっている法人で、同項第1号から第3号までに掲げる者

(同項ただし書きの事業者を除く)及び前項に規定する事業者は、この組合の組合員となることができる。

(普通出資)

第8条 普通出資1口の金額は金500円とし、全額払込みとする。

(加入)

第10条 組合員となろうとする者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書をこの組合に差し出し、その承諾を得なければならない。

- (1) 引き受けようとする普通出資口数
(2) この組合の地区内に住所又は居所を有する者は、

イ 氏名又は名称ロ 住所又は居所ハ 個人の場合には生年月日
ニ 事業者の場合は、第3号に掲げる事項

(3) この組合の地区内において事業を行う小規模の事業者は、
イ 氏名、名称又は商号ロ 事業所の所在地ハ 事業の種類
ニ 常時使用する従業員の数

(4) この組合の地区内において勤労に従事する者は、
イ 氏名ロ 住所又は居所ハ 生年月日ニ 勤務所の名称及び所在地

(5) この組合の地区内において事業を行なう事業者の役員及びこの組合の役員は、
イ 氏名ロ 住所又は居所ハ 生年月日ニ 勤務する事業所の名称又は商号及び所在地

(6) 暴力団員等に該当しないこと、及び該当しないことの表明、並び将来にわたっても該当しないことの確約

(7) 自ら又は第三者を利用して別表4第3項各号の1に該当する行為を行わないことの確約

2 省略

3 加入の申込みをした者は、その加入につき組合の承諾を得、引受普通出資口数に応ずる金額の払込を了したときに組合員となる。

「別表1」

岡山県、香川県、愛媛県、佐賀県、大分県、福岡県、山口県、広島県、島根県、長崎県、熊本県、鳥取県の区域一円

「別表4」

3 自ら又は第三者を利用して次の各号の1に該当する行為をしたとき。

- (1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計を用いてこの組合の信用を毀損し、又はこの組合の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為